

## 令和7年度 寮の運営に関するルール

寮内の安心安全を確保するとともに、寮生のみなさんにとって思い出に残る有意義なキャンパスライフとなるよう、入寮者にはルールの遵守・徹底をお願いします。

### (1) 象山寮における基本的ルール

#### ▶ 風紀秩序を乱す行為の禁止

飲酒や喫煙、男女間のユニットの行き来、門限破り、無断外泊など、寮の風紀秩序を乱す行為のないように心がけてください。また、仲間のそうした行動を許すことなく、ルーム内、ユニット内、寮内の調和や統制を寮生自ら保つよう努めてください。

#### ▶ 風紀秩序を乱す行為等への対応

寮内の風紀秩序を乱す行為や、故意や重過失による備品等の紛失・破損等は、退寮処分の対象となる場合があります（大学による懲戒処分の対象となる場合もあります）。また、備品等の紛失・破損状況によっては、原状復帰に係る費用を負担していただきます。

#### ▶ 門限の順守について

1年次全寮制では、大学4年間の学びの基礎となる学習習慣を身に付けることにも重きを置いています。アルバイトを行う場合にも、寮の門限 23 時までには帰寮できる範囲内で行なってください。

#### ▶ 外泊について

事前に届け出ることで外泊が可能です。ただし、寮での共同生活が基本ですので、頻繁な外泊は控えてください。

#### ▶ 寮生支援プログラムについて

寮では様々な役割を持つ学修プログラムや学生同士・地域などとの交流プログラム、寮生が主体的に行う自主プログラムを実施していきますので、積極的に参加してください。

➤ 1年終了時の退寮について

翌年2月上旬から3月上旬の間に退寮していただきます。入寮後の本人希望や退寮期間前の早期の退寮は原則認めません。また、風紀を乱す行為等により退寮処分となった場合、徴収した寮費等は一切返還いたしません。

➤ 緊急時の保証人への連絡について

寮外における事件・事故等の緊急時には、保証人にすみやかにご連絡します。その後の対応については、保証人の責任においてご対応いただくことを原則とします。

(2) 寮内の感染症のまん延防止に関するルール

➤ 日々の健康管理

日々の体温・体調等に留意し、発熱やのど・鼻の違和感などがある場合にはマスクを着用したり手洗い・うがい、換気等の基本的な感染防止対策を行ったりするなど、万が一に備えた行動を心がけてください。

➤ 体調不良時の対応

体調不良時には、軽症状でもすみやかに管理人へ申し出て療養してください。管理人等が医療機関の受診を勧める場合があります。なお、感染者と別ユニットで隔離が可能などときには、予備ユニットに移動していただく場合があります。

➤ インフルエンザや新型コロナ等への感染時の対応

- ① 医療機関を受診して感染が判明した時には、すみやかに管理人へ申し出て、予備ユニットに移動していただきます。
- ② 予備ユニットに空きがない場合には、隔離措置を行わず、居住ユニットで待機していただきます。
- ③ 予備ユニット滞在中の食事や物資は、各自での調達を基本とし、必要に応じて所属ユニットの寮生に協力をお願いするなどしてください。

➤ 医療機関への受診

医療機関への受診はご自身及びご家族でご対応ください（管理人や職員が付き添うことは基本的にありません）。